

報 告 書

平 成 1 5 年 7 月 2 8 日

第2次新しい高校づくり課題研究協議会

目次

はじめに	1
1 新しい高校づくりの現状	
(1) 総合学科高校	3
(2) 全日制単位制高校	3
(3) 中高一貫教育校	4
(4) 普通科コース制	5
(5) 専門教育学科	5
(6) 専門高校	5
2 今後の新しい高校づくりの具体的推進方策	
(1) 総合学科高校	7
(2) 全日制単位制高校	8
(3) 中高一貫教育校	9
(4) 普通科コース制	9
(5) 専門教育学科	10
(6) 専門高校	12
3 新しい高校づくりにおける教育条件の整備	
(1) 望ましい学校規模	13
(2) 通学区域	14
おわりに	17

は じ め に

近年、社会を取り巻く環境は、国際化や少子高齢化の進展、経済のグローバル化やITを中心とした技術革新、価値観の多様化などにより著しく変化している。また、中学卒業生のほぼ全員といえるほど多くの者が高校へ進学する中で、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等が非常に多様化している。高校教育においても生徒の実態を踏まえ、共通となる教養をしっかりと身に付けさせるとともに、生徒一人ひとりの個性、進路等に配慮することが求められている。

このような状況の中で、「山梨県高等学校整備新構想」は、21世紀を展望した高校教育の役割やそのあるべき姿を描き、「より柔軟に、より個性を」の視点から、本県の新しい高校づくりを進める指針として、平成8年に策定された。

この構想に基づき新しい時代に対応できる魅力ある高校づくりが推進されてきた。しかし、その過程において様々な課題や新たな時代の要請が生じてきており、これらに対応していく必要がある。

第2次新しい高校づくり課題研究協議会は、このような状況を踏まえながら、今後の新しい高校づくりの具体的推進方策について、専門的に調査・研究を行うよう、平成14年6月27日、教育長から要請を受けた。

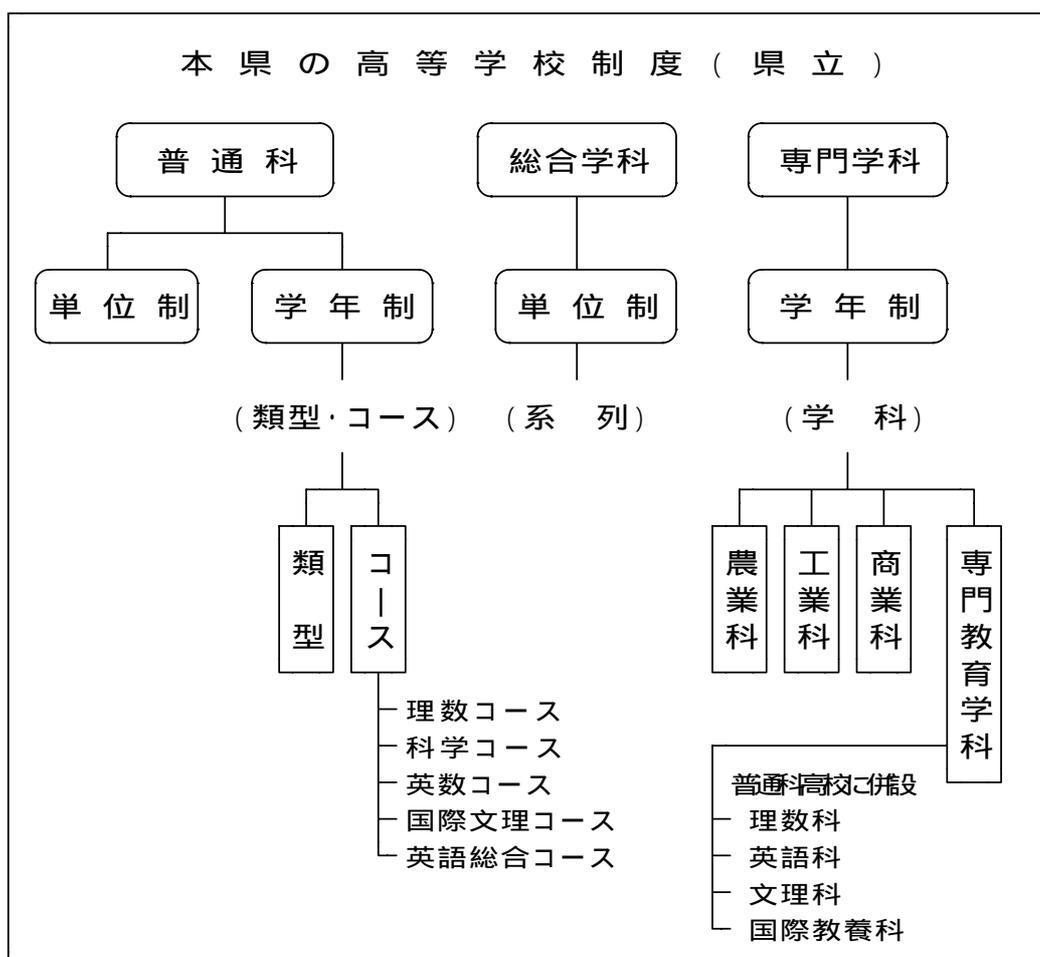
同様な趣旨の要請は、『新しい高校づくり課題研究協議会(第1次課題研)』が平成11年に受けており、協議結果を報告してきたところである。当協議会は、その内容も踏まえながら、9回にわたり新しいタイプの学校の在り方や特色ある高校づくりなどについて協議を重ね、ここにその具体的方策について報告するものである。

1 新しい高校づくりの現状

「山梨県高等学校整備新構想(平成8年3月策定)」は、新しいタイプの学校として総合学科高校と全日制単位制高校の設置方針を示している。また、既存高校の特色づくりとして、普通科コース制の導入、専門教育学科の増設、専門高校の活性化などについても具体的な方策を提示している。

一方、構想策定以後、新たな時代の要請を受け、中高一貫教育についても検討が進められている。

現在、山梨県では、上で述べた方向で高校改革が進められている。そこで、まず、山梨県の高校づくりの現状を6つの項目に分け整理する。



(1) 総合学科高校

総合学科は、生徒の適性、進路等に応じた主体的な学習計画に基づいて、幅広く開設された普通科目と専門科目の中から、自ら選択して学習できる新しいタイプの学科であり、高等学校設置基準(文部省令)の改正により平成6年度に制度化された。

また、総合学科は、生徒の主体的な学習を支援するため、まとまりのある科目を配列した「系列」が示されている。

『新しい高校づくり課題研究協議会(第1次課題研:平成12年7月報告)』では、総合学科高校の導入について、積極的な評価が得られていることから、教育機会の公平化を図るため、増設することが望ましいと報告している。また、具体的な設置方針として、山梨県を5ブロックに分け、未設置ブロックに順次設置するとしている。

本県の総合学科高校は、1校目として平成9年4月に甲府城西高校が、2校目として平成13年4月に北杜高校が設置されている。また、3校目の総合学科高校が、富士北麓・東部ブロックに平成16年4月の開校を目指し、現在、そのための準備が進められているところである。



(2) 全日制単位制高校

生徒の興味・関心、進路等が多様化し、これに対応するためには、様々な科目の開設と生徒の主体的な選択の拡大が必要となっている。単位制は、学年による教育課程の区分けを設けず、科目ごとの修得単位数の合計で卒業を認めるものであり、生徒の幅広いニーズに応える多様な履修形態が可能な制度である。

平成5年に単位制高等学校教育規程(文部省令)が改正され、それまでの定時制・通信制課程に加え、全日制課程についても単位制が導入できることになった。

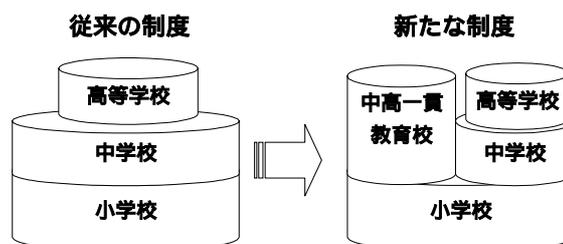
全日制単位制高校について、『新しい高校づくり課題研究協議会』では、周辺校へ与える影響など今後検討を要する課題があるとしながらも、全日制単位制に改編したことによる効果が表れており、一定の評価が得られたと報告している。

本県では、平成9年4月に甲府西高校を学年制から単位制に改編したのに続き、平成11年4月に日川高校を、平成14年4月に都留高校を、それぞれ単位制に改編している。

(3) 中高一貫教育校

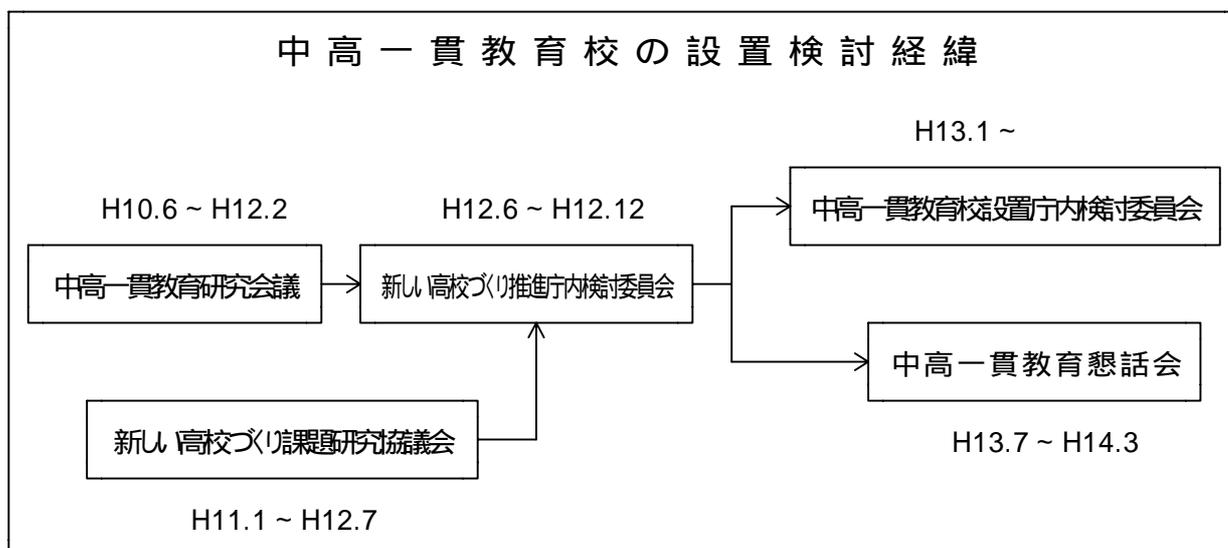
中等教育の多様化

中高一貫教育は、中等教育のより一層の多様化を推進するものとして、生徒や保護者が、これまでの中学校・高校に加えて、6年間の中高一貫教育をも選択できるようにするものであり、学校教育法の改正により平成11年4月に制度化された。



『山梨県中高一貫教育研究会議』の提言は、「数々の利点を持つ中高一貫教育校を本県にも設置することが望ましい。」としており、『新しい高校づくり課題研究協議会』では、「推進に向けた具体的な検討を進める必要がある。」と報告している。また、『中高一貫教育懇話会』の提言でも「6年間の一貫した学びの中で、豊かな人間性や社会性、自ら学び自ら考える力などの生きる力を、より効果的に育むことのできる中高一貫教育の早期導入が必要である。」としている。

現在、『中高一貫教育校設置庁内検討委員会』において、本県における中高一貫教育校の1校目の設置について、具体的な検討が行われている。



(4) 普通科コース制

普通科コース制は、20～25単位のある程度まとまった専門科目を設け、3年間の継続性、系統性を持たせることにより、特定の分野に関心、適性を持つ生徒の希望に応えるものである。また、開設する科目等の構成により、様々なコース設定が可能であり、生徒の多様な特性、進路等に応えることができる制度である。

普通科コース制は、専門科目を25単位以上学習しなければならない専門教育学科に比べ、より柔軟な制度であることから、普通科の特色づくりの方策として導入されている。平成9年度に原則として専門教育学科を設置していない普通科の学校に1つのコースを設置するという方針に基づき、甲府東、甲府昭和、巨摩、白根、日川、山梨、塩山、富士河口湖の各高校に設置された。

その後、日川高校が単位制へ改編されたことにより、現在は、7校の普通科に設置されている。

(5) 専門教育学科

理数科、英語科等の専門教育学科は、それぞれ専門科目を中心に学習する学科であり、興味・関心、目的意識の明確な生徒の希望に応えるとともに、普通科の特色づくりの一端を担うものとして、従来設置されていた7校に加え、平成9年度に峡北、韮崎、身延、石和、上野原の各高校にそれぞれ設置された。

その後、峡北高校の理数科は峡北地域の3校を統合改編した北杜高校に引き継がれ、日川高校の体育科、都留高校の理数科は、両校の単位制への改編に伴い、それぞれ廃止、募集停止となった。その結果、平成15年度入学者選抜における専門教育学科は、10校10学科である。

(6) 専門高校

専門高校は、農業、工業、商業などの学科を置いて、職業教育を主とした教育を行っている。

県立の専門高校は、農業高校が農林高校と山梨園芸高校の2校、工業高校が韮崎工業高校、甲府工業高校などの4校、商業高校は、増穂商業高校、吉田商業高校の2校が設置されている。また、工業科と商業科を併せ持

つ峡南高校と、普通科と商業科を併置している塩山高校がある。

専門高校においては、産業構造の変化の中で、学科再編を行ってきたところであるが、生徒の能力、適性に応じた進路選択ができるように、葦崎工業高校では、入学時に電子機械科、電気科、情報技術科などのそれぞれの小学科の定員分を一括で募集し、入学後の一定の学習期間を経て、小学科に分ける『くくり募集』を平成9年度に導入した。

2 今後の新しい高校づくりの具体的推進方策

本県では、「山梨県高等学校整備新構想」策定以降、様々な高校改革が進められ、新しいタイプの高校の設置や既存高校の特色づくりを行ってきた。

今後も、多様化する生徒の特性、進路等に応えるため、学校の選択幅の拡大を図るとともに、通学の利便性や教育環境の公平性等を考慮して、各地域ごとに新しいタイプの学校を設置していく必要がある。

他方で既存高校の活性化や特色ある高校づくりも併せて推進していくことが必要であり、県内全域を視野に入れ、総合的な観点から高校改革を進めることが望ましい。

ここでは、『1 新しい高校づくりの現状』で述べた6項目について、新しい高校づくりの具体的な推進方策を示す。

(1) 総合学科高校

総合学科は、普通教育及び専門教育の選択履修を旨として総合的に施す学科として創設された。系列の設定に当たっては、改編対象校の特色を継承する意味からその教育内容を活かすとともに、新たな時代の要請に応えるための教育内容も盛り込むこととしている。

本県の総合学科高校の設置は、これまで、専門高校と専門高校の統合改編という形で進められてきたが、今後の総合学科の設置に当たっては、生徒の適性や進路選択等に関し、より広い視野に立つなどの観点から、普通教育の手法が蓄積されている普通科を含めた改編も考えられる。

総合学科の設置に当たっては、普通科を含めた改編を検討する必要がある。

総合学科高校は、「山梨県高等学校整備新構想」及び『新しい高校づくり課題研究協議会』の報告にも未設置ブロックへ順次設置するという基本方針が示されている。甲府城西高校開校以来、総合学科へ入学を希望する生徒が多く、その評価も得られていることから、この基本方針に従い、4校目、5校目の総合学科高校の設置の検討を進める必要がある。

なお、総合学科の設置に当たっては、既存高校の改編を伴うことから、地域への説明を十分に行い、生徒・保護者、地域の望む総合学科とは何かを把握しながら進める必要がある。

総合学科高校の設置に当たっては、総合学科の考え方や仕組みについて地域の方々の十分な理解を得るとともに、地域のニーズを考慮する必要がある。

現在、峡東ブロックと峡西南ブロックが未設置となっており、今後、両ブロックへの設置を進めていくことが必要である。なお、総合学科高校などの新しいタイプの学校を設置する場合、各ブロックの抱える課題についても併せて取り組むことが望ましい。

峡東ブロックは、全日制単位制高校改編に伴う周辺校対策や専門教育学科の設置が望まれる地域である。また、峡西南ブロックは、全日制単位制高校が未設置であり、生徒減少が大きいと予想される地域である。

4校目の総合学科高校の設置を検討する場合、峡東、峡西南両ブロックとも総合的な構想の中で県民の意見を聴きながら進めることとなるが、どちらかと言えば、単位制高校における周辺校対策及び専門教育学科の設置との関連において、早急に解決しなければならない課題が峡東ブロックにはあると思われる。

4校目の総合学科高校の設置に当たっては、峡東ブロックの方から、検討を進めてみてはどうか。

なお、総合学科高校については、甲府城西高校開校以来、2～3年おきに各ブロックに順次設置されているが、「4校目の総合学科高校の設置後、5校目についても、なるべく早期に設置することが望ましい。」という意見があった。

(2) 全日制単位制高校

単位制は、生徒が望む選択履修ができる学習形態であることから、きめ細かな授業展開が可能であり、個性の伸長という教育上の観点からも大きな効果が期待できる。

全日制単位制高校については、「山梨県高等学校整備新構想」及び『新しい高校づくり課題研究協議会』の報告により、生徒のニーズやその効果を見ながら改編を進めるとしている。単位制の評価は十分に認められることから、この設置方針に基づき、4校目の全日制単位制高校は、未設置地域である峡西南地域に設置することが望ましい。

全日制単位制高校については、未設置地域の状況等から4校目を峡西南地域に設置することが適当である。

なお、すでに設置されている全日制単位制高校は入学希望者が多いことから、設置に当たっては、周辺校に与える影響を危惧する意見もあり、峡西南地域全体の構想を描く中で、慎重に検討していく必要がある。

(3) 中高一貫教育校

中高一貫教育校の設置については、中等教育の複線化を図り、児童・生徒や保護者に選択の機会を提供するという意味合いからも、速やかな推進が望まれる。

また、生徒のより一層の個性の伸長を図るという観点から、中高一貫教育校の後期は、普通科や総合学科、学年制や単位制など様々な形態が考えられる。

1校目の中高一貫教育校については、『中高一貫教育懇話会』の提言に基づき、現在設置されている『中高一貫教育校設置庁内検討委員会』において検討が行われており、速やかな設置を期待するところであるが、2校目の設置に当たっては、今、検討が進められている新しい学習システムを取り入れるなど様々な角度からの検討が望まれる。

2校目の中高一貫教育校の設置に当たっては、普通科のほか総合学科高校への導入など、様々な角度から検討する必要がある。

(4) 普通科コース制

「山梨県高等学校整備新構想」では、各学校の特色づくりを進める一方策として、コースを希望する学校と協議して設置することとしている。このことから、

普通科の特色づくりの一環として専門教育学科を設置していない総合選抜実施校に設置してきたものであるが、一部のコースでは希望する生徒が減少している状況にあり、恒常的に定員を満たしていないコースもある。

こうした中で、コース制導入時における設置方策から、コースを設置している高等学校の希望によっては、廃止を検討することも必要である。

普通科のコースについては、当該高等学校の希望等による選択的設置とする。

なお、生徒のニーズのみを基準に設置、廃止を進めるのではなく、十分な検証と総合的な観点から検討を行った上で、判断する必要がある。また、コースを廃止する学校にあっては、教育課程の編成等に一層の創意工夫を生かし、特色ある高校づくりを推進する必要がある。

(5) 専門教育学科

「山梨県高等学校整備新構想」では、専門教育学科の種類や設置数は、中学生の希望状況を勘案し、生徒の通学の利便性を考慮した6つのブロックごとに2校ずつとなるよう設置するとしている。

当協議会では、生徒や保護者及び学校からの新・増設への期待が大きいことから、この設置方針を拡大する方向も検討したが、恒常的に募集定員を満たしていない学科も存在し、新設学科の定員割れも危惧されることから、「1ブロックに2校」とする設置方針は改めないこととした。

また、専門教育学科の設置ブロックについては、県内を6つのブロックに分けているが、これを教育機会の公平性を確保する観点から、総合学科の設置ブロックと同様に5ブロックとし、今後は、このブロックごとに再編整備を進めていくことが望ましい。ただし、このことによって生徒に不利が生じないように考慮する必要があることから、富士北麓・東部ブロックに設置されている3校の専門教育学科については、当分の間、存続するものとする。

専門教育学科の設置方針は、今後とも「1ブロックに2校」とする。

専門教育学科のブロックは、総合学科高校の設置方針と同様に、6ブロックを5ブロックとする。

専門教育学科の設置方針を協議してきたが、現状では、恒常的に欠員が生じている学科もあり、今後、中学校卒業見込者数が減少する中で、その傾向が続くものと推定される。

募集定員における学級人数は普通科を40人、専門高校では最少人数を30人としている。このことから専門教育学科においては、入学者が恒常的に30人を下回る場合は、学科の廃止も含め見直しが必要と思われる。

なお、専門教育学科が欠員を生じる要因として、少子化のほかに単位制への改編の影響や県外への流出等も考えられ、欠員の生じている学科の活性化に取り組む必要がある。

このため、欠員の生じている期間をもって見直しの基準とするのは、現時点では避けることとした。また、専門教育学科の設置に当たっては、学科の配置バランスや生徒のニーズ等を総合的に検討していく必要がある。

専門教育学科については、入学者が恒常的に30人を下回るような場合は、見直しが必要である。

専門教育学科の設置に当たっては、学科の配置バランスと併せて、生徒のニーズ等についても考慮する必要がある。

専門教育学科の設置方針が「1ブロックに2校」となっているが、峡東ブロックでは、1校が未設置であり、他ブロックとの均衡を図るため速やかに設置することが望ましい。

山梨高校または塩山高校のいずれか1校に専門教育学科を速やかに設置することが望ましい。

なお、峡東ブロックに専門教育学科を設置する場合、欠員が恒常的に生じている専門教育学科もあることから、生徒のニーズがどこにあるのか検討する必要があるという意見や、総合学科高校の設置と併せてブロック内の高校の在り方を総合的に勘案する中で検討してみてはどうかという意見もあった。

(6) 専門高校

専門高校は、これまで有為な職業人の育成などの面で重要な役割を果たしており、産業経済の発展に大きく寄与してきた。しかしながら、社会の変化が著しいことから、次に挙げる視点に配慮する中で、専門高校の一層の充実、活性化を図ることが望ましい。

生涯にわたり、専門性を追求するための基礎・基本を身に付けさせる専門教育が望ましい。

社会、企業が専門高校に求める人材とは何かを把握する中で教育内容を検討する必要がある。

中学生の進路希望を把握する中で、専門教育の内容を充実させる必要がある。

3 新しい高校づくりにおける教育条件の整備

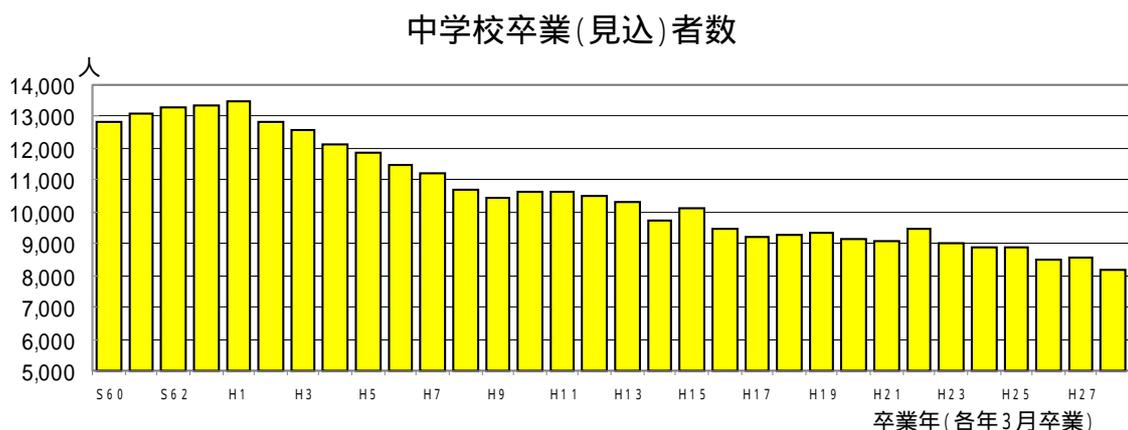
高校教育を取り巻く環境は、大きく変化しており、特に少子化に伴う中学校卒業者の減少は、高校の在り方に直接的に影響を与えることから、望ましい学校規模を検討する必要がある。

また、教育の普及とその機会均等を図るため通学区域が設定されているが、これが生徒・保護者のニーズや地域の実態に即しているか検証する必要がある。

ここでは、新しい高校づくりにおける教育条件の整備に関して、望ましい学校規模、通学区域の2点について検討結果を示す。

(1) 望ましい学校規模

本県の高校進学率は、経済の高度成長と相まって急激に上昇し、現在では97%を超えており、中学卒業者のほぼ全員といえるまでの人数が高校教育を受ける状況になっている。一方、中学卒業者数は、平成元年3月の約13,500人をピークに平成15年3月には、約10,000人、平成23年3月には、9,000人を割ると予想される。そのため、今後、高校入学者もこれに連動して減少していくことが見込まれる。



その場合、生徒の多様な進路希望に対応できる学習形態の実現や、生徒同士が切磋琢磨する活力ある教育環境の確保という面で問題が生ずるものと思われる。このため、学校の望ましい規模はどのようにあるべきか検討する必要がある。

全国の場合としては、学校の望ましい規模を1学年4～8学級としているとこ

るが多い。本県としては、教育課程の編成など学校運営上の観点から、理想的な学校規模を1学年6学級とし、今後の高校改革に当たっては、これを基準としながら地域の実態に合わせた高校づくりと配置について検討していく必要がある。

学校規模は、1学級40人を標準とした場合、1学年6学級を基準とするのが望ましい。

将来的な生徒減少は、地域によって差異があり、学校によっては小規模化が更に進み、望ましい学校規模を大きく下回ることも予想される。「山梨県高等学校整備新構想」では、こうした状況を解消するため、学校の統合を検討する必要があるとしている。

学校規模の大小により、当然教育環境も異なることが予想されるが、小規模化が著しい場合には、一定の教育環境の提供という観点から統合の検討も必要となってくる。しかし、検討に際しては、生徒の通学の利便性、地域の特殊性などについて配慮すべきである。

生徒減少による学校の小規模化が予想されるが、統合の検討に当たっては、地域の特殊性、通学の利便性、その他の状況に十分な配慮が必要である。

(2) 通学区域

「山梨県立高等学校通学区域等に関する規則」は、昭和42年10月に制定されている。現在、普通科の通学区域については、小学区(1学区に1校)と中学区(1学区に2~6校)とが設定されているが、基本的な区域は、昭和42年当時と変わっていない。

しかしながら、現在と当時とでは、産業・経済の進展に伴ない社会情勢が大きく変化しており、居住地の広域化、移動時間の短縮化等、生徒の通学環境も大きく変容している。また、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等が多様化しており、生徒の進路希望に的確に対応することが求められている。

国においては、各教育委員会が通学区域を定めることを義務づけた「地

方教育行政の組織及び運営に関する法律」第50条を、平成14年の改正により削除し、その設定を各教育委員会の判断に委ねている。こうした中で全国的には、通学区域は拡大傾向にある。

通学区域を拡大した場合には、生徒の学校選択幅を拡大することが可能となること、また、適度な競争原理を採り入れることで特色ある高校づくり、学校の活性化をより一層図ることができると考えられる。

本県においては、過去3年間の高校改革アンケートによると、通学区域の拡大を望む意見がいずれも50%を超えており、生徒・保護者のニーズが通学区域拡大の方向にあると読み取ることができる。

通学区域の検討に当たって、学校間格差と校内格差の問題、教育の機会均等及び公平性の概念と選択の自由、地域に根ざした高校の在り方など様々な観点に配慮する必要があるが、通学区域を拡大する方向で検討していくことが望ましい。

通学区域については、拡大する方向が望ましい。

なお、通学区域の設定については、小学区から中学区への拡大、小学区・中学区から大学区(1学区に7校以上)への拡大などの意見があり、更には通学区域の撤廃を求める意見もあった。一方で、「生徒、保護者のニーズを把握し、広く県民の意見を聴く中で、見直すべきか検討する必要がある。」という意見、通学区域の拡大に慎重に対処すべきであるという意見もあった。

通学区域を協議する中で、論議が総合選抜制度まで及び、これについては、競争力の低下、不本意入学、学校選択の自由、特色ある学校づくり等の観点から見直しを求める意見が出される一方で、教育の公平性を理由に制度の維持を望む意見もあった。

県立高等学校通学区域図



〈複合地域〉

学区	所属地域
日野学区 島崎学区	(北巨摩郡) 渡辺町のうち田多津村、田神子村、田嶋尾村、及び田津金村の区域
甲府学区 市川学区	(中区東部) 田沼町 (東八代郡) 墨室村
甲府学区 石川学区	(東八代郡) 横川村、中道町
小笠原学区 市川学区	(南巨摩郡) 新沢町のうち加久野村を除く区域
市川学区 津島学区	(南巨摩郡) 中道町 (西八代郡) 下高町のうち加久野土村、加久野村及び加古崎村の区域
上野原学区 都留学区	大月市

〈凡例〉

通学区域 小学区 中学区(除く複合地域)

複合地域

○ 普通高校 □ 全日制単位制高校 ☆ 工業高校
● 専攻高校 △ 農業高校 ⊙ 総合学科高校

*注

- (1) 下高町は、①一部の区域が専攻高校の学区
②残は、市川高校と専攻高校の複合地域
- (2) 新沢町は、①一部の市川高校の学区
②残は、農業高校、市立高校と市川高校の複合地域
- (3) 上九一岳村は、①北半分が市川高校の学区
②南半分が市立高校と富士河口湖高校の学区
- (4) 河口湖町、藤山村、足和田村は、合併に伴い、平成15年11月15日
から富士河口湖町となる。

お わ り に

当協議会は、教育長からの要請に対し、平成14年6月から平成15年7月の13箇月9回にわたり、精力的かつ真剣に協議を重ね、ここに報告書をまとめることができた。

次の世代を担う人材を育成することは、我々一人ひとりに与えられた大きな使命である。高校改革は、未来社会を生きる児童・生徒のために我々が彼らにどのような教育を提供できるのかという、山梨県、ひいては日本の将来に関わる極めて重要な、また、大きな責任を持った作業である。

当協議会は、この考え方に立脚し、21世紀を切り拓く人材を育てるため、高校の在り方について様々な観点から協議を行ってきた。

県教育委員会においては、このことを真摯に受け止め、今後の新しい高校づくり推進に当たっては、この報告の内容について十分な検討を重ね、順次、その具現化を図るよう求めるものである。

第2次新しい高校づくり課題研究協議会の協議経過

回数	開催時期	協議事項等	
平成14年度	第1回	6月27日	<input type="checkbox"/> 委員の委嘱、任命 ・協議会の目的、運営等について ・新しい高校づくりのこれまでの状況等について
	第2回	7月30日	・特色ある高校づくりについて (1) 峡東地域の専門教育学科の設置要望について (2) 専門教育学科の設置、改編について (3) 普通科のコースについて
	第3回	9月12日	
	第4回	11月1日	・総合学科の設置について
	第5回	12月19日	・全日制単位制高校について ・中高一貫教育について①
	第6回	3月17日	・中高一貫教育校について② ・通学区域について
平成15年度	第7回	4月30日	・高等学校の適正規模と適正配置について ・専門高校の在り方について
	第8回	6月2日	・協議経過のまとめ ・高等学校整備新構想について
		6月13日	<input type="checkbox"/> 報告書作成起草委員会①
		7月10日	<input type="checkbox"/> 報告書作成起草委員会②
	第9回	7月22日	・最終報告書(案)について
		7月28日	☆ 報告書の提出

第2次新しい高校づくり課題研究協議会設置要綱

(目的)

第1条 山梨県高等学校整備新構想に基づく新しいタイプの高校設置を中心とした魅力ある高校づくりを推進するに当たり、その過程で生じた様々な課題や新たな国等の動きに対応するため、今後の新しい高校づくりの具体的推進方策について専門的に調査・研究することを目的とし、第2次新しい高校づくり課題研究協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び教育関係者のうちから、山梨県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、協議会の設置存続の期間とし、委員に欠員を生じた場合は、教育長が後任者を委嘱し、又は任命する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議事項)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、新しい高校づくりの具体的推進方策その他必要な事項について協議する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、山梨県教育委員会の職員のうちから教育長が指名する。

3 幹事は、会議に出席し、会長の求めに応じて資料を説明し、又は意見を述べることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、山梨県教育庁高校教育課新しい高校づくり推進室に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月27日から適用する。

第2次新しい高校づくり課題研究協議会委員 名簿

会 長	堀 哲 夫	山梨大学教授
副 会 長	手 塚 光 彰	元日川高校校長
委 員	吉 住 典 子	都留文科大学助教授
"	後 藤 芙美子	山梨県商工会婦人部連合会会長
"	田 中 好 輔	甲斐日産E-タ- (株) 代表取締役社長
"	津 金 洋 一	(株) ミラプロ代表取締役社長
"	東 條 初 恵	やまなし女性異業種の会会長
"	飯 室 俊 一	元甲府東高校校長
"	澤 登 昭 文	元増穂中学校校長
"	清 水 繁 子	元明野中学校校長
"	坂 本 初 男	山梨県市町村教育委員会連合会会長
"	中 山 安 正	山梨県町村教育長会会長
"	五 味 武 彦	山梨県高等学校校長協会会長
"	小 林 高	山梨県高等学校校長協会副会長
"	幡 野 勝 彦	山梨県公立小中学校長会会長
"	中 込 文 江	鰯沢中学校校長
"	内 藤 信 子	山梨県高等学校PTA連合会副会長
"	山 田 一 功	山梨県PTA協議会会長
"	戸 田 康	山梨県高校教育会会長
"	秋 山 俊 一	山梨県連合教育会会長